公　告

　公有文化財施設を活用したサテライトオフィス等導入可能性調査業務について，公募型プロポーザル方式により受託候補事業者の選定を行うので，次のとおり公告する。

　令和３年４月２８日

常総市長　　神　達　岳　志

１　業務内容

(1) 業務の名称

公有文化財施設を活用したサテライトオフィス等導入可能性調査業務

(2) 業務内容

　本業務は，二水会館，旧報徳銀行及び武道館の市有文化財施設等を対象として，サテライトオフィス等の施設整備及び運営について，ＰＦＩ等の民間資金を活用した導入可能性を調査する。

(3) 業務期間

契約日から令和４年１月３１日まで

(4) 業務規模

　本業務に関する費用は，８，９５４千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

２　参加資格要件

　本プロポーザルに応募できる者は，次に掲げる要件を全て満たす者とする。また，共同企業体として参加しようとする場合は，次の(1)の要件においては構成員のいずれかが満たしていることとし，次の(2)から(6)までの要件については構成員の全てが満たしていること。

(1) 過去５年間に元請けとして，以下の同種業務又は類似業務の受託実績を有すること。

同種業務	公共施設等の整備に関する民間活力の導入可能性調査
類似業務	上記以外のＰＦＩ関連調査

(2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該

当しない事業者であること。

(3) 常総市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成１０年水海道市告示第２８号）の規定による指名停止を現に受けていない者及び国又は他の地方公共団体が行う競争入札への参加が停止されていない者であること。

(4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生手続開始の決定を受けたものであること。

(5) 常総市暴力団排除条例（平成２４年常総市条例第４号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 国税及び地方税の滞納がないこと。

３　募集に関する事項等

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

(2) プロポーザルの日程

項　目	期　日
公募の開始	令和３年４月２８日
質問の受付	令和３年５月１７日から 令和３年５月２１日午後５時まで
質問に対する回答	令和３年５月２６日まで
参加表明書等の提出	令和３年５月２４日から 令和３年５月２８日午後５時まで
提案書等の提出期限	令和３年６月　４日午後５時まで
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和３年６月中旬【予定】
受託候補者の選定	令和３年６月中旬【予定】
契約締結	令和３年６月下旬【予定】

４　資料の配布

本プロポーザルに係る次に掲げる資料は，市ホームページに掲載するので，

ダウンロードして使用すること。

⑴ 公有文化財施設を活用したサテライトオフィス等導入可能性調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領

⑵ 公有文化財施設を活用したサテライトオフィス等導入可能性調査業務　仕様書

⑶ 参加表明書（様式１）

⑷ 質問書（様式２）

⑸ 事務所等の業務実績一覧（様式３－１）

⑹ 業務実施体制（様式３－２）

⑺ 予定技術者の業務実績（様式３－３）

⑻ 協力会社等（様式３－４）

⑼ 共同企業体届出書兼委任状（様式４）

(10) 企画提案書（様式５）

(11) 業務実施方針，進め方等（様式６－１）

(12) 業務の実施体制図，実施フロー及び工程表（様式６－２）

(13) 提案項目について（様式６－３）

(14) 見積書（様式６－４）

５　質問及び回答

⑴ 本業務又は本プロポーザルの内容に対して疑義がある場合は，次のとおり質問をすることができる。

ア　受付期間　令和３年５月１７日（月）から令和３年５月２１日（金）午後５時まで

イ　質問方法　質問書に質問事項を記載し,電子メールにより提出すること。また，担当宛てに必ず電話により到達確認を行うこと。

ウ　提出先　常総市総務部資産活用課施設マネジメント係

担当　堀井，星川

電子メール　fm@city.joso.lg.jp

電話番号　０２９７－２３－２９０２（直通）

⑵ 質問の回答

令和３年５月２６日（水）までに，市ホームページ上に回答を公開することとし，電話又は口頭による対応は，行わない。なお，回答に当たり，質問をした者の社名又は名称は，明らかにしない。また，質問内容に事業者が特

定されるものがある場合は，回答から除外することがある。

6　参加表明書等の提出

本プロポーザルへ参加しようとする者は，参加表明書（様式１）に第１号に掲げる書類（以下「業務実績等」という。）を添えて提出すること。

⑴ 添付書類

ア　事務所等の業務実績一覧（様式３－１）

イ　業務実施体制（様式３－２）

ウ　予定技術者の業務実績（様式３－３）

エ　協力会社等（様式３－４）

オ　共同企業体届出書兼委任状（様式４）（共同企業体の場合のみ）

カ　法人登記簿謄本の写し

キ　納税証明書の写し

ク　会社概要書（パンフレット等）

⑵ 提出期間

令和３年５月２４日（月）から令和３年５月２８日（金）午後５時まで

⑶ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。持参の場合は午前８時３０分から午後５時までに提出すること。また，郵送の場合は一般書留又は簡易書留により提出期間内に必着のこと。

⑷ 提出部数

１部

※提出書類は，インデックスを付け，簡易なＡ４ファイルで上記部数を提出すること。

⑸ 提出先

常総市総務部資産活用課施設マネジメント係

〒３０３－８５０１

茨城県常総市水海道諏訪町３２２２番地３

7　提案書等の提出

参加表明書を提出した者は，提案書等（第１号に掲げる書類をいう。）を提出すること。

⑴ 提出書類

　　ア　企画提案書（様式５）
　　イ　業務実施方針，進め方等（様式６－１）
　　ウ　業務の実施体制図，実施フロー及び工程表（様式６－２）
　　エ　提案項目について（様式６－３）
　　オ　見積書（様式６－４）

(2) 提出期限　令和３年６月４日（金）午後５時まで

(3) 提出方法　電子メールにより提出すること。また，担当宛てに必ず電話により到達確認を行うこと。

(4) 提出先　　常総市総務部資産活用課施設マネジメント係
　　　　　　担当　堀井，星川
　　　　　　電子メール　fm@city.joso.lg.jp
　　　　　　電話番号　０２９７－２３－２９０２（直通）

８　提案の評価及び選考

提出された業務実績等及び提案書等（以下「提出書類等」という。）は，審査委員会においてその内容を評価し，選考するものとする。評価は，提出書類等のほか，プレゼンテーション及びヒアリングの内容に基づいて総合的に勘案して行う。

(1) 提案書等を提出した者（以下「企画提案者」という。）に対して，プレゼンテーションの機会を設けるとともに，ヒアリングを実施する。

(2) 企画提案者が６者未満の場合は参加資格等の確認により，不備等がなければ，全ての参加者に対してプレゼンテーション及びヒアリングを実施し，企画提案者が６者以上の場合は提出書類等に基づき書類審査を行い，得点の高い上位５者程度をプレゼンテーション及びヒアリングの対象として選定する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの日時，場所及び実施方法は，別に定めて通知する。

９　受託候補者の選考

提出書類等並びにプレゼンテーション及びヒアリングの評価結果に基づき，優先候補者及び次点候補者を選考し，これを電子メールにより通知するものとする。

１０　契約の締結

提出書類等を踏まえ，優先候補者と交渉し，その協議が整った場合は，本業務に係る契約を締結する。ただし，優先候補者との協議が整わない場合は，次点候補者と交渉するものとする。

１１　失格事項

本プロポーザルの企画提案者が，次の各号のいずれかに該当する場合は，その提案を失格とする。

(1) 資格要件を満たさなくなった場合

(2) 提案書等が提出期限までに提出されなかった場合

(3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(4) 見積額が本業務に関する費用を超えている場合

(5) 前各号に定めるもののほか，提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合等，審査委員会が失格であると認めた場合

１２　その他留意事項

(1) 本プロポーザルに係る経費は，全て応募事業者の負担とする。

(2) 提案書等の著作権は，応募事業者に帰属する。ただし，本市が本件の報告，説明，公表等のために必要な場合は，提案書等の内容を無償で使用できるものとする。

(3) 提出書類等の返却は，原則行わない。

(4) 提出書類等の提出後の修正又は変更は，一切認めない。

(5) 提出書類等に記載された個人情報は，本業務の候補者選定のみに使用し，その目的以外には一切使用しない。

(6) 本プロポーザルの手続において使用する言語は日本語，通貨は日本円，単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１条）によるものとする。

(7) 本業務の実施に当たっては，提出資料に記入した配置予定の管理技術者及び主任担当技術者を原則として変更することはできない。ただし，病休，死亡，退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には，同等以上の技術者であるとの承諾を市から得るものとする。

(8) 常総市情報公開条例（平成１３年水海道市条例第１７号）に基づく公開請求があった場合は，同条例の規定により公開することがあるため，提出書類等に経営上の秘密その他公開されたくない情報が含まれているときは，その旨をあらかじめ書面により申し出るものとする。

(9) 審査に対する異議申立ては，出来ないものとする。

１３　連絡先及び送付先

常総市総務部資産活用課施設マネジメント係

担当　堀井，星川

〒３０３－８５０１

茨城県常総市水海道諏訪町３２２２番地３

電話番号　０２９７－２３－２９０２（直通）

電子メール　fm@city.joso.lg.jp